

広島県告示第五百六十四号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十三条の規定によって、次のとおり指定介護療養型医療施設の指定の辞退があった。

平成二十年六月九日

広島県知事 藤田雄山

名称	所在地	辞退年月日
重久外科医院	福山市大門町一丁目一五―五	平成二〇年三月二日
中村整形外科	福山市南蔵王町二丁目四番一―号	平成二〇年三月二日
医療法人社団古川医院	広島市南区東雲本町一丁目一番二号	平成二〇年四月一日